



小値賀町公告第3号
6 値総工第52号

掲示期間 R7.3.7 ~R7.3.25

公共施設高圧電力供給業務について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和7年3月7日

小値賀町長 西村 久之



公共施設高圧電力供給業務プロポーザル募集要領

1. 業務の概要

(1)業務名

公共施設高圧電力供給業務

(2)業務場所

小値賀町内一円（公共施設12箇所（別紙「対象施設一覧」のとおり））

(3)業務内容

電力供給業務 一式

(4)履行期間

令和7年7月1日 から 令和8年6月30日 まで

2. 参加資格条件

(1) 公募条件（参加資格条件）

提案者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 小値賀町における工事等に係る入札参加者の指名停止措置要領又はこれに準ずる措置を受けていない者
- ③ 参加申込書の提出日から当該業務の選定までの間、「小値賀町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定

を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑤ 官公庁等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人その他公的機関を含む。）における電力供給業務の実績がある者。または当該事業者と連携して本業務を遂行できる能力を有する事業者であること。
- ⑥ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者。または当該事業者と連携して本業務を遂行できる能力を有する事業者であること。
- ⑦ 九州電力株式会社エリア内の電力提供実績を有する者。または当該事業者と連携して本業務を遂行できる能力を有する事業者であること。
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者
- ⑨ 経済産業省において再生可能エネルギー特別措置法に基づき、納付金を納付しない電気事業者として公表されている事業者でない者

3. 参加申込及び受付

別添「公共施設高圧電力供給業務」公募型プロポーザル実施要領中、「5. 公募条件、募集期間、応募方法」のとおり。

4. プロポーザル方式等の実施概要、提案時期、実施要領の入手方法及び場所

別添「公共施設高圧電力供給業務」公募型プロポーザル実施要領のとおり。実施要領は町ホームページに掲載。

5. 提出書類

別添「公共施設高圧電力供給業務」公募型プロポーザル実施要領中、「5. 公募条件、募集期間、応募方法」及び「6. 提案書の作成等」のとおり。

6. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 総務係

TEL (0959)-56-3111

メール soumuka@town.ojika.lg.jp